

# 人事委員会年報

令和2年度

 鹿児島県人事委員会  
(令和3年8月)

# 目 次

第1章 人事委員会の組織及び運営	1
I 人事委員会	1
1 人事委員会委員	1
2 令和2年度人事委員会開催状況	1
II 事務局	4
1 事務局の組織	4
2 事務分掌	4
3 人事委員会規則の制定・改廃	5
第2章 人事委員会の業務	6
I 任用	6
1 採用試験等	6
2 選考採用	12
3 優秀かつ多様な人材の確保	13
4 簡易開示による請求	13
5 人事委員会規則の制定・改廃	13
II 給与	14
1 給与に関する報告及び勧告	14
2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出	16
3 人事委員会規則の制定・改廃	16
III 審査	17
1 公平審査	17
2 苦情相談	17
3 職員団体の登録等	17
4 公平委員会事務の受託等	18
5 労働基準監督	18
6 人事委員会規則の制定・改廃	18
別表1	19
別表2	20
別表3	22
別表4	24

# 第1章 人事委員会の組織及び運営

## I 人事委員会

### 1 人事委員会委員

職	氏名	勤務別	任期	現(元)職
委員長	西啓一郎	常勤	H30. 4. 1~R元. 7. 16 R元. 7. 17~R 5. 7. 16	元) 県PR・観光戦略部長
委員	宇那木正寛	非常勤	H29. 7. 27~R 3. 7. 26 R 3. 7. 27~R 7. 7. 26	現) 鹿児島大学教授
委員	平山勢津子	非常勤	R元. 7. 17~R 4. 7. 29	現) (株)玉里自動車学校代表取締役社長

### 2 令和2年度人事委員会開催状況

回	開催日	議題
1	R2. 4. 13(月)	1 委員長の専決処分について 2 令和2年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)行政「特別枠」受験申込状況について 3 令和元年度鹿児島県職員採用セミナー等の実施状況について 4 令和元年度苦情相談の状況について
2	R2. 5. 14(木)	1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 令和2年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)行政「特別枠」について
3	R2. 5. 27(水)	1 委員長の専決処分について
4	R2. 6. 4(木)	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 2 令和2年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)受験申込状況について
5	R2. 6. 24(水)	1 令和2年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)行政「特別枠」第1次試験合格者数について 2 令和2年職種別民間給与実態調査について
6	R2. 7. 2(木)	1 令和2年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の実施について 2 令和2年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験受験状況について
7	R2. 7. 17(金)	1 令和2年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)行政「特別枠」最終合格者決定について 2 令和2年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者数について 3 委員長の専決処分について 4 鹿児島県公務公共サービス労働組合協議会からの要請書について

回	開催日	議題
8	R2. 8. 20(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>2 令和2年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)最終合格者決定について</li> <li>3 令和2年度鹿児島県職員採用試験(民間企業等職務経験者対象)第1次試験受験状況について</li> <li>4 委員長の専決処分について</li> <li>5 令和2年職種別民間給与実態調査について</li> <li>6 人事委員会年報(令和元年度)について</li> </ol>
9	R2. 9. 10(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年度鹿児島県職員採用試験(短大・高校卒業程度)受験申込状況について</li> <li>2 令和2年度鹿児島県職員採用試験(民間企業等職務経験者対象)第1次試験合格者数について</li> </ol>
10	R2. 9. 24(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年度鹿児島県職員採用試験の実施について</li> <li>2 令和2年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験受験申込状況について</li> <li>3 鹿児島県職員お仕事ガイダンスの開催について</li> </ol>
11	R2. 10. 20(火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年職員の給与に関する報告及び勧告について</li> <li>2 令和2年度鹿児島県職員採用試験(民間企業等職務経験者対象)最終合格者決定について</li> <li>3 令和2年度鹿児島県職員採用試験(短大・高校卒業程度)第1次試験合格者数について</li> <li>4 令和2年度鹿児島県技術職オンライン現場見学会の実施について</li> <li>5 人事院勧告の概要について</li> <li>6 鹿児島県地方公務員労働組合協議会からの要求書及び鹿児島県公務員労働組合協議会からの要請書について</li> </ol>
12	R2. 10. 26(月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「令和2年職員の給与に関する報告及び勧告」について</li> </ol>
13	R2. 10. 29(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告」の基本方針(案)について</li> <li>2 人事院報告の概要について</li> </ol>
14	R2. 11. 5(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「令和2年職員の給与等に関する報告」について</li> </ol>
15	R2. 11. 6(金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「令和2年職員の給与等に関する報告」について</li> </ol>
16	R2. 11. 18(水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年度鹿児島県職員採用試験(短大卒業程度・高校卒業程度)最終合格者決定について</li> <li>2 令和2年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験第1次試験合格者数について</li> <li>3 令和2年度鹿児島県職員採用試験(大学卒業程度)追加募集第1次試験受験状況について</li> <li>4 令和2年九州各県人事委員会報告・勧告の概要について</li> <li>5 令和2年度九州地方人事委員会協議会組合会見について</li> </ol>

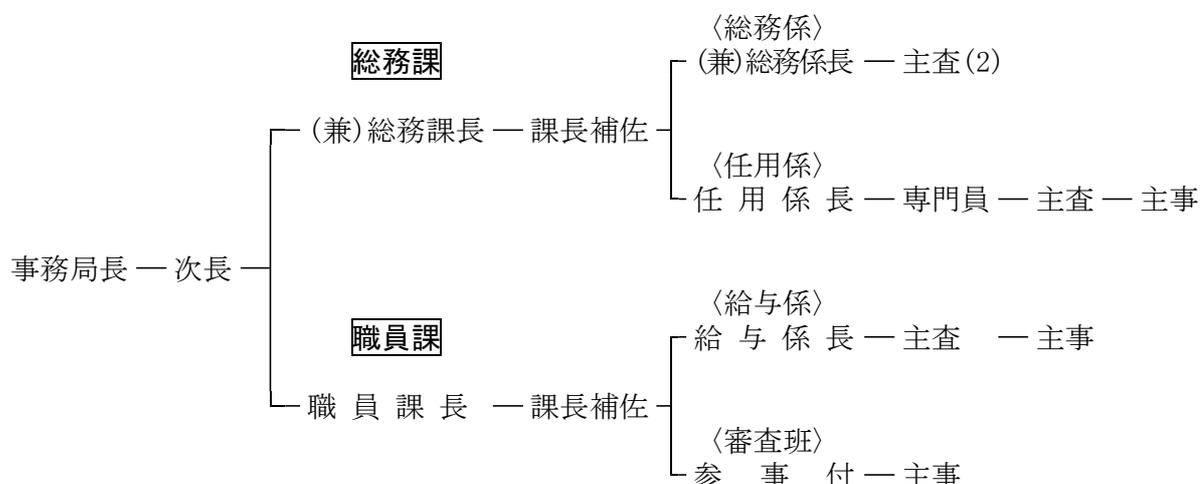
回	開催日	議題
17	R2. 11. 27(金)	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 2 令和2年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）追加募集第1次試験合格者数について
18	R2. 12. 17(木)	1 令和2年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）追加募集最終合格者決定について 2 令和2年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験最終合格者決定について 3 職員の採用選考について
19	R3. 1. 14(木)	1 令和2年度鹿児島県職員採用試験結果の概要について 2 令和2年度鹿児島県職員お仕事ガイダンスの実施結果について 3 職員団体の登録に関する条例の一部改正について
20	R3. 2. 19(金)	1 令和3年度鹿児島県職員採用試験の実施について 2 職員の採用選考について 3 令和2年度鹿児島県技術職オンライン現場見学会の実施結果について
21	R3. 3. 4(木)	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 2 労働基準等に関する調査の実施結果について
22	R3. 3. 12(金)	1 鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について 2 職員団体の登録等に関する規則の一部改正について 3 令和3年度鹿児島県職員採用試験の実施について 4 職員の採用選考について 5 事務局職員の任免について
23	R3. 3. 23(火)	1 鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部改正について 2 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 3 営利企業への従事等の制限に関する規則の一部改正について 4 鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則の一部改正について 5 鹿児島県地方警察職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則の一部改正について 6 職員の採用選考について 7 令和3年度鹿児島県人事委員会の開催計画について 8 委員長の専決処分について 9 令和3年度人事委員会事務局当初予算の概要について

\* 定例の委員会における「翌月の委員会開催日程協議」については省略

## II 事務局

### 1 事務局の組織

(令和2年4月1日現在)



### 2 事務分掌

#### 総務課

##### 総務係

- (1) 委員に関すること。
- (2) 委員会の会議及び議事に関すること。
- (3) 公印の保管、使用等に関すること。
- (4) 事務局の組織並びに事務局職員の人事、研修及び厚生福利に関すること。
- (5) 文書及び物件の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 厚生福利制度の研究及びその成果の提出に関すること。
- (8) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること(総務係の分掌事務に係るもの)。
- (9) 他の係の所管に属しない事項に関すること。
- (10) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

##### 任用係

- (1) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること(任用係の分掌事務に係るもの)。
- (2) 人事行政に関する調査に関すること。
- (3) 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (4) 人事行政の運営に関する勧告に関すること。
- (5) 任命方法の一般的基準の制定に関すること。
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員により離職した者の復職条件の決定に関すること。
- (7) 採用試験及び採用に係る選考に関すること。
- (8) 任用に関すること。
- (9) 条件付採用期間の延長の決定に関すること。
- (10) 人事評価(任用係の分掌事務に係るもの)及び研修に関する研究及びその成果の提出並びに勧告に関すること。
- (11) 職員の定年等に関すること。

## 職員課

### 給与係

- (1) 人事評価（給与係の分掌事務に係るもの）、給与、勤務時間その他の勤務条件の研究及びその成果の関係機関への提出に関する事。
- (2) 給料表に関する報告及び勧告に関する事。
- (3) 人事評価（給与係の分掌事務に係るもの）に関する勧告並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関する事。
- (4) 給与の支払の監理に関する事。
- (5) 職務に専念する義務の特例に関する事。
- (6) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関する事（給与係の分掌事務に係るもの）。
- (7) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議及び意見の提出に関する事。
- (8) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関する事。

### 審査班

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に対する審査、判定及び必要な措置に関する事。
- (2) 不利益な処分についての審査請求に対する審査、裁決及び必要な措置に関する事。
- (3) 職員の苦情処理に関する事。
- (4) 職員の分限、懲戒及び服務に関する事。
- (5) 職員の営利企業への従事等の制限に関する事。
- (6) 退職管理の適正の確保に関する事。
- (7) 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しに関する事。
- (8) 法人格法に基づく規約の認証及び認証の取消しに関する事。
- (9) 勤務条件に関する労働基準監督に関する事。
- (10) 管理職員等の範囲の指定に関する事。
- (11) 委託された公平委員会の事務の処理に関する事。
- (12) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関する事（審査班の分掌事務に係るもの）。
- (13) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関する事。

## 3 人事委員会規則の制定・改廃

令和2年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	概要
第2号	R3. 3. 26 (R3. 4. 1)	鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則	ハラスメントの防止等に関する規程の制定に伴う改正

## 第2章 人事委員会の業務

### I 任用

#### 1 採用試験等

令和2年度に人事委員会が実施した職員採用試験等の結果の概要は、次のとおりである。

##### (1) 大学卒業程度「行政」(特別枠)

大学卒業程度の学力を有する者(年齢22歳から25歳まで)を対象とする試験であり、特別な公務員対策をしていない方でも受験しやすい試験として、平成29年度から実施している。

当初、第1次試験を4月19日、第2次試験を5月21日～6月2日、最終合格発表を6月19日に予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1次試験を5月25日～6月3日、第2次試験を7月6日～7月10日に実施し、7月20日に最終合格者を発表した。

受験者数212人、最終合格者数29人、競争率7.3倍という状況であった。元年度に比べ、受験者数は29人(12%)減少した。

##### (2) 大学卒業程度

大学卒業程度の学力を有する者(年齢22歳から29歳まで。ただし、保健師は21歳から29歳まで)を対象とする試験である。

事務職2職種(行政及び警察事務)と技術職12職種について、第1次試験を6月28日、第2次試験を7月21日～8月4日に実施し、8月21日に最終合格者を発表した。

受験者数463人、最終合格者数127人、競争率3.6倍という状況であった。元年度に比べ、受験者数は11人(2.4%)増加した。

事務職「行政」の受験者数は321人、「警察事務」の受験者数は21人で、事務職全体の競争率は6.2倍であった。

一方、技術職の場合、全体の競争率は1.7倍で、「電気」が6.0倍と最も高く、「農業」が1.2倍で最も低かった。

なお、電気、保健師については、最終合格発表後の辞退等により採用予定人員の確保が困難となったことから、追加募集を行った。

第1次試験を11月15日、第2次試験を12月3日～4日に実施し、12月18日に最終合格者を発表した。

##### (3) 民間企業等職務経験者対象

民間企業等において、5年以上の職務経験を有する者(年齢30歳から39歳まで)を対象とする試験である。

事務職(行政)と技術職(U I ターン枠)7職種について、第1次試験を8月16日、第2次試験を10月9日～11日に実施し、10月21日に最終合格者を発表した。

受験者数175人、最終合格者数21人、競争率8.3倍という状況であった。元年度に比べ、受験者数は8人(4.8%)増加した。

**(4) 短大卒業程度**

短期大学卒業程度の学力を有する者（年齢20歳から27歳まで）を対象とする試験である。事務職2職種（一般事務及び教育事務）と技術職1職種（土木）について、第1次試験を9月27日、第2次試験を10月20日～11月5日に実施し、11月19日に最終合格者を発表した。受験者数194人、最終合格者数52人、競争率3.7倍であった。

職種別の競争率を見ると、「一般事務」が11.0倍、「教育事務」が3.0倍、「土木」が1.4倍であった。

**(5) 高校卒業程度**

高等学校卒業程度の学力を有する者（年齢18歳から21歳まで）を対象とする試験である。事務職2職種（一般事務及び警察事務）と技術職4職種について、第1次試験を9月27日、第2次試験を10月20日～11月5日に実施し、11月19日に最終合格者を発表した。受験者数292人、最終合格者数55人、競争率5.3倍という状況であった。

職種別の競争率を見ると、事務職では「一般事務」が7.3倍、「警察事務」が7.9倍であった。技術職の場合、全体の競争率は1.8倍で、「建築」が2.5倍と最も高く、「林業」が1.0倍で最も低かった。

**(6) 障害者を対象とする職員採用選考試験**

任命権者からの依頼を受けて、障害者（年齢18歳から39歳まで）を対象とする職員採用選考試験を実施した。

一般事務及び警察事務（高等学校卒業程度）について、第1次試験を11月1日、第2次試験を11月30日～12月2日に実施し、12月18日に最終合格者を発表した。受験者数56人、最終合格者数8人、競争率7.0倍という状況であった。

令和2年度職員採用試験等実施結果

(単位：人)

	試験名	採用予定 人員	受験 申込者数	1次試験 受験者数	受 験 率 (%)	1次試験 合格者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数
	試験区分								
大学卒業程度	行政（特別枠）	20	345	212	61.4	89	29	7.3	21
	行政	25	395	321	81.3	92	50	6.4	32
	警察事務	5	29	21	72.4	14	5	4.2	3
	心理	5	14	9	64.3	9	7	1.3	6
	農業	16	22	17	77.3	16	14	1.2	11
	畜産	7	13	10	76.9	9	6	1.7	5
	農業土木	6	8	7	87.5	6	5	1.4	5
	林業	2	11	8	72.7	5	3	2.7	3
	水産	2	11	8	72.7	7	2	4.0	1
	土木	9	34	18	52.9	17	14	1.3	11
	建築	2	7	7	100.0	6	2	3.5	2
	電気	1	8	6	75.0	5	1	6.0	0
	化学Ⅰ	3	11	9	81.8	9	3	3.0	2
	化学Ⅱ	3	11	7	63.6	7	3	2.3	2
	保健師	6	21	15	71.4	14	12	1.3	7
	電気（追加募集）	1	6	5	83.3	3	1	5.0	1
	保健師（追加募集）	3	15	11	73.3	11	7	1.6	6
	小 計	116	961	691	71.9	319	164	4.2	118
民間企業職務経験者	行 政	11	230	168	73.0	27	14	12.0	12
	農 業(UIターン枠)	3	0	—	—	—	—	—	—
	畜 産(UIターン枠)	1	0	—	—	—	—	—	—
	農業土木(UIターン枠)	2	0	—	—	—	—	—	—
	林 業(UIターン枠)	2	1	1	100.0	1	1	1.0	0
	水 産(UIターン枠)	2	4	3	75.0	3	3	1.0	2
	土 木(UIターン枠)	3	4	2	50.0	2	2	1.0	1
	保 健 師(UIターン枠)	2	2	1	50.0	1	1	1.0	1
	小 計	26	241	175	72.6	34	21	8.3	16
短大卒業程度	一般事務	5	133	66	49.6	23	6	11.0	2
	教育事務	33	193	121	62.7	81	41	3.0	32
	土 木	5	11	7	63.6	5	5	1.4	3
	小 計	43	337	194	57.6	109	52	3.7	37
高校卒業程度	一般事務	19	218	191	87.6	54	26	7.3	16
	警察事務	8	78	63	80.8	24	8	7.9	7
	農業土木	4	11	11	100.0	7	5	2.2	5
	林 業	2	5	2	40.0	2	2	1.0	1
	土 木	2	20	20	100.0	16	12	1.7	4
	建 築	1	6	5	83.3	5	2	2.5	2
	小 計	36	338	292	86.4	108	55	5.3	35
総 計		221	1,877	1,352	72.0	570	292	4.6	206
障害者選考	一般事務	7	66	52	78.8	19	7	7.4	7
	警察事務	2	4	4	100.0	1	1	4.0	1

## 令和2年度職員採用試験等実施一覧

試験名	大学卒業程度	大学卒業程度	大学卒業程度 (追加募集)
試験区分	行政 (特別枠)	行政 心畜 林土 電化 学Ⅱ	警察事務 農業者 土木 業士 保健 学Ⅰ 師
受験資格	<p>① 平成7.4.2～平成11.4.1に生まれた者。</p> <p>② 平成11.4.2以降に生まれた者で、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者若しくは令和3.3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。</p>	<p>① 平成3.4.2～平成11.4.1に生まれた者。 ただし、保健師は平成3.4.2～平成12.4.1に生まれた者。</p> <p>② 平成11.4.2以降に生まれた者で、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者若しくは令和3.3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。 化学Ⅱ、保健師は資格又は免許を必要とする。</p>	<p>① 電気は、平成3.4.2～平成11.4.1に生まれた者。保健師は、昭和56.4.2～平成12.4.1までに生まれた者。</p> <p>③ 平成11.4.2以降に生まれた者で、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者若しくは令和3.3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。 保健師は免許を必要とする。</p>
公告日	R2. 2. 28(金)	R2. 2. 28(金)	R2. 10. 16(金)
受付期間	R2. 3. 9(月) ～ 3. 25(水)	R2. 5. 11(月) ～ 5. 27(水)	R2. 10. 19(月) ～ 10. 30(金)
1次試験日 [試験地]	R2. 4. 19(日) [鹿児島市, 東京都] 【日程変更後】 R2. 5. 25(月)～6. 3(水)	R2. 6. 28(日) [鹿児島市, 東京都]	R2. 11. 15(日) [鹿児島市]
1次合格者 決定日	R2. 6. 19(金)	R2. 7. 6(月)	R2. 11. 23(月)
1次合格者 発表日	R2. 6. 22(月)	R2. 7. 7(火)	R2. 11. 24(火)
2次試験日 [試験地]	R2. 5. 21(木) ～ 6. 2(火) [鹿児島市] 【日程変更後】 R2. 7. 6(月)～7. 10(金) [鹿児島市]	R2. 7. 21(火) ～ 8. 4(火) [鹿児島市]	R2. 12. 3(木) ～ 12. 4(金) [鹿児島市]
最終合格者 決定日 (委員会)	R2. 6. 19(金) 【日程変更後】 R2. 7. 17(金)	R2. 8. 20(木)	R2. 12. 17(木)
最終合格者 発表日	R2. 6. 22(月) 【日程変更後】 R2. 7. 20(月)	R2. 8. 21(金)	R2. 12. 18(金)

試験名	民間企業等職務経験者	短大卒業程度	高校卒業程度	障害者を対象とする 職員採用選考試験
試験区分	政 業(UIター ン枠) 行農畜産(UIター ン枠) 農 業土 木(UIター ン枠) 林業(UIター ン枠) 水産(UIター ン枠) 土 木(UIター ン枠) 保 健 師(UIター ン枠)	一 般 事 務  教 育 事 務  土 木	一 般 事 務 土 木 警 察 事 務 農 業 土 木 建 築	一 般 事 務  警 察 事 務
受験資格	① 昭和56.4.2～平成3.4.1に生まれた者。 ② 行政は、民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関における職務経験を5年以上有する者。 ③ UIターン枠は、県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関における各専門分野の職務経験を5年以上有する者。	平成5.4.2～平成13.4.1に生まれた者。	平成11.4.2～平成15.4.1に生まれた者。	身体障害者手帳，療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている者等で，昭和56.4.2～平成15.4.1に生まれた者。
公告日	R2. 3. 27(金)	R2. 3. 27(金)	—	
受付期間	R2. 6. 29(月) ～ 7. 15(水)	R2. 8. 5(水) ～ 8. 21(金)	R2. 8. 28(金) ～ 9. 16(水)	
1次試験日 [試験地]	R2. 8. 16(日) [鹿児島市，東京都]	R2. 9. 27(日) [鹿児島市]	R2. 11. 1(日) [鹿児島市]	
1次合格者 決定日	R2. 9. 10(木)	R2. 10. 2(金)	R2. 11. 12(木)	
1次合格者 発表日	R2. 9. 11(金)	R2. 10. 5(月)	R2. 11. 13(金)	
2次試験日 [試験地]	R2. 10. 9(金) ～10. 11(日) [鹿児島市]	R2. 10. 20(火) ～11. 5(木) [鹿児島市]	R2. 11. 30(月) ～12. 2(水) [鹿児島市]	
最終合格者 決定日 (委員会)	R2. 10. 20(火)	R2. 11. 18(水)	R2. 12. 17(木)	
最終合格者 発表日	R2. 10. 21(水)	R2. 11. 19(木)	R2. 12. 18(金)	

## 令和2年度職員採用試験等実施方法

区 分	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度 (特別枠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SPI3 (基礎能力試験)</li> <li>・適性検査</li> <li>・PR論文試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> <li>・SPI3 (基礎能力試験)</li> </ul>
大学卒業程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験 (択一式)</li> <li>・専門試験 (択一式：保健師を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 (記述式：行政、警察事務、保健師)</li> <li>・専門試験 (記述式：行政、警察事務、保健師を除く)</li> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
民間企業等 職務経験者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SPI3 (基礎能力試験)</li> <li>・経験論文試験 (行政のみ)</li> <li>・専門試験 (記述式：UIターン枠のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
短大卒業程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験 (択一式)</li> <li>・専門試験 (択一式)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 (記述式：一般事務、教育事務)</li> <li>・専門試験 (記述式：土木)</li> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
高校卒業程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験 (択一式)</li> <li>・専門試験 (択一式：技術職のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作文試験</li> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
障害者を 対象とする 職員採用選考試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験 (択一式)</li> <li>・作文試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>

## 2 選考採用

令和2年度の選考採用の概要は、次のとおりである。

役付職48人、一般職117人の計165人で、うち人事委員会の選考にかかるもの81人、任命権者の選考にかかるもの84人（医師、看護師等）となっている。

役付職48人の内訳は、部長級1人、課長級14人、課長補佐級6人、係長級27人である。

### 令和2年度 選考採用結果

(単位：人)

区 分		知事 部局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	県 立 病 院 局	計
役付職員	部 長 級	1				1
	課 長 級	5	1	8		14
	課 長 補 佐 級			6		6
	係 長 級	1	5	8	13	27
	小 計	7	6	22	13	48
一 般 職 員	医 務 技 師	1			31	32
	獣 医 務 技 師	3				3
	薬 務 技 師	2				2
	臨 床 検 査 技 師				3	3
	診 療 放 射 線 技 師				2	2
	理 学 療 法 技 師				1	1
	作 業 療 法 技 師				1	1
	臨 床 工 学 技 師				1	1
	医 療 福 祉 支 援 主 事				3	3
	看 護 技 師				16	16
	助 産 技 師				2	2
	衛 生 技 師	7			14	21
	児 童 自 立 支 援 専 門 員 ( 主 事 )	5				5
	司 書		1			1
	工 業 技 師	1				1
	主 事	15		1		16
	航 海 士		1			1
	警 察 官			4		4
	原 子 力 技 術 職 員	1				1
	船 舶 士	1				1
小 計	36	2	5	74	117	
総 計	43	8	27	87	165	

### 3 優秀かつ多様な人材の確保

求める人材像や公務の魅力について、インターネットの活用も進めながら広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組み、優秀かつ多様な人材の確保に努めた。

#### 【主な人材確保活動】

- ・職員採用総合案内パンフレットの作成（6,500部）
- ・職員採用ホームページ及びSNS（Facebook, Twitter）による情報発信
- ・説明会の実施
  - 人事委員会主催 5回（参加者 714人）
  - 就活イベント参加 38回（参加者 1,904人）

### 4 簡易開示による請求

人事委員会で実施する職員採用試験等において、簡易な方法による個人情報の開示申出をした者の数は、第1次試験で61人、第2次試験で157人である。

#### 令和2年度 簡易開示結果

（単位：人）

試験区分	第1次試験			第2次試験									合計		
	（不合格者）			（不合格者）			（合格者）			（小計）					
	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%
大卒程度	21	372	5.6	27	144	18.8	64	164	39.0	91	308	29.5	112	680	16.5
短大卒程度	4	85	4.7	10	46	21.7	18	52	34.6	28	98	28.6	32	183	17.5
高卒程度	22	184	12.0	14	46	30.4	15	55	27.3	29	101	28.7	51	285	17.9
大・短・高卒計	47	641	7.3	51	236	21.6	97	271	35.8	148	507	29.2	195	1,148	17.0
民間経験者	11	141	7.8	4	12	33.3	2	21	9.5	6	33	18.2	17	174	9.8
競争試験計	58	782	7.4	55	248	22.2	99	292	33.9	154	540	28.5	212	1,322	16.0
障害者選考	3	36	8.3	2	11	18.2	1	8	12.5	3	19	15.8	6	55	10.9
総計	61	818	7.5	57	259	22.0	100	300	33.3	157	559	28.1	218	1,377	15.8

### 5 人事委員会規則の制定・改廃

令和2年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	概要
第6号	R3. 3. 30 (R3. 3. 30)	鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	性別欄の見直しに伴う改正
第7号	R3. 3. 30 (R3. 4. 1)	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の名称変更に伴う改正

## II 給 与

### 1 給与に関する報告及び勧告

本委員会は、議長及び知事に対して、令和2年10月26日、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の給与について報告及び勧告を行い、令和2年11月6日、同法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告を行っており、その概要は次のとおりである。

#### 《給与勧告のポイント》

ボーナスを引下げ

期末手当・勤勉手当（ボーナス）を引下げ（4.50月→4.45月）

～ 平均年間給与は1.8万円（0.31%）の減少 ～

### (1) 職員の給与と民間の給与との比較

企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所474事業所から、無作為に抽出した122事業所を対象に調査（調査完了率 月例給調査91.7%、特別給調査90.1%）

#### ア 月例給

民間事業所の従事者（事務・技術職）と職員（行政職）の4月分給与を役職段階、年齢、学歴が同じ者同士で比較

民間給与①	職員給与②	較 差 ①－②
360,378円	360,496円	△118円（△0.03%）

(注) 職員の平均年齢は43.3歳、平均経験年数は21.9年である。

#### イ 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合 4.44月分（職員の支給月数 4.50月分）

### (2) 給与改定

地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告及び報告の内容、他の都道府県の動向等を総合的に勘案し、以下のように取り扱うことが必要

#### ア 本年の給与改定

##### (ア) 給料表

本年の公民較差が小さくほぼ均衡していることから、改定なし

##### (イ) 期末手当・勤勉手当

期末手当を0.05月引下げ（4.50月→4.45月）

##### (ウ) 改定の実施時期

令和2年12月1日

##### (エ) その他の課題

職員の給与制度のあり方については、今後とも国における見直し等を踏まえ、適切に見直しを行う必要

### (3) 人事管理・公務運営の改善

#### ア 優秀かつ多様な人材の確保

求める人材像や公務の魅力についてインターネットの活用も進めながら広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組み、引き続き優秀かつ多様な人材の確保に努める必要

#### イ 能力及び実績に基づく人事管理

評価者研修の充実や適切な評価結果のフィードバックの実施等に努めるとともに、評価

結果の人事管理への更なる活用については、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、適切に取り組む必要

## ウ 職員の勤務環境の整備

### (7) 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

#### a 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

- ・ 業務執行態勢等の必要な見直しを行うほか、限度時間又は上限時間等を超えて超過勤務を命じた際の要因の整理、分析及び検証を確実にを行い、重点的に縮減方策を講じることが重要
- ・ 管理監督職員においては、勤務時間管理における役割を十分認識し、一層適正な勤務時間管理に取り組む必要

#### b 学校における働き方改革

- ・ 市町村教育委員会と連携しながら、条例や「学校における業務改善アクションプラン」等に基づき、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック及び産業医等による面接指導の実施、年次有給休暇等の取得促進など実効性のある取組を推進する必要
- ・ 管理監督職員においては、各職員の勤務状況の適正な把握に努めるとともに、各学校における業務改善の取組をより一層進めていく必要

### (4) 健康管理

- ・ ストレスチェック制度の周知等に取り組むとともに、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など、計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要
- ・ 管理監督職員においては、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努め、ストレスチェックの結果を職場環境の改善に活用するなどの取組を進めていく必要

### (5) ハラスメントの防止

職員が相談しやすい体制づくり、職員に対するハラスメント発生防止等の取組についての周知・啓発など、関係法令等に基づく必要な措置を講じることにより、職員一人ひとりがハラスメントを見逃さずに向き合うことができ、職員が安心して相談できる職場環境の確保に努める必要

### (6) 女性の登用の拡大、仕事と生活の両立支援

- ・ 女性職員の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和の推進に積極的に取り組む必要
- ・ 仕事と生活の両立支援制度を一層活用できるよう、更なる周知や育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成等に積極的に取り組む必要

### (7) 会計年度任用職員制度の運用

地方公務員法等の趣旨及び他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き制度の適正な運用を行う必要

## エ 公務員倫理の保持

- ・ 職員一人ひとりが全体の奉仕者としての高い倫理観を持って行動し、県民の期待と信頼に応えていく必要
- ・ あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に向けた取組を推進していく必要

## オ 障害者雇用に関する取組

法定雇用率の速やかな達成に向けた取組とともに、障害者が働きやすい職場環境づくりを進めていく必要

## カ 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

雇用と年金の接続が引き続き円滑になされるよう、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、本県の実情を踏まえ、適切に対応する必要

## 2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出

県議会から、職員の給与等に関する次の条例案について意見を求められたのに対し、全ての議案について適当と認める旨の意見を提出した。

意見提出 年 月 日	議案番号	件名	概要
R2. 6. 4	議案第69号	鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫等作業手当の特例規定の新設</li> <li>・防疫等作業手当の支給対象業務の拡大</li> </ul>
	議案第71号	鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定（賠償限度額の基準のうち職員に係るもの）</li> </ul>
	議案第76号	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の新設</li> </ul>
R2. 11. 27	議案第103号	鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫等作業手当の支給対象業務の拡大</li> <li>・月額特殊勤務手当の日額化</li> <li>・福祉手当の名称の改正</li> </ul>
	議案第142号	鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（知事及び副知事の期末手当支給条例の一部改正に係る部分を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当の引下げ</li> </ul>
R3. 3. 4	議案第29号	職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録申請書等に係る押印の廃止</li> </ul>
	議案第43号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宣誓書に係る押印の廃止</li> </ul>
	議案第56号	鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年単位の変形労働時間制の導入に係る改正</li> </ul>

## 3 人事委員会規則の制定・改廃

令和2年度に行った規則の制定・改廃はなし。

### Ⅲ 審 査

#### 1 公平審査

##### (1) 不利益処分についての審査請求の状況

令和2年度は、新たな審査請求はなく、前年度から繰り越したものが12件あるが、年度内に審査、判定を行った事案はなかった。

令和2年度末現在における係属状況は、次の表のとおりである。

区 分	R元年度からの繰越件数	新規受付件数	R2年度中処理件数			R2年度末係属件数
			取下げ	却下	裁 決	
知事部局	10	0	0	0	0	10
教育委員会	2	0	0	0	0	2
警察本部	0	0	0	0	0	0
県関係計	12	0	0	0	0	12
受託等団体	0	0	0	0	0	0
計	12	0	0	0	0	12

##### (2) 勤務条件に関する措置要求の状況

令和2年度は、新たな措置要求はなく、前年度から繰り越したのものもなかった。

区 分	R元年度からの繰越件数	新規受付件数	R2年度中処理件数			R2年度末係属件数
			取下げ	却下	判 定	
知事部局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0
県関係計	0	0	0	0	0	0
受託等団体	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

#### 2 苦情相談

令和2年度に受け付けた苦情相談の件数は、次の表のとおりである。

##### (1) 任命権者別

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託等団体	計
相談件数	4	8	0	7	19

##### (2) 相談内容

相 談 内 容	任用関係	給与関係	勤務時間・ サービス関係	健康・ 安全関係	セクハラ	パワハラ	いじめ等 (パワハラ除く)	公平審査 関係	その他	計
件数	8	1	0	0	0	3	0	0	7	19

#### 3 職員団体の登録等

令和2年度の新規登録はなく、令和2年度末現在の登録職員団体は、31団体（県関係4団体、受託等団体関係27団体）である。

また、16団体から18件の登録事項の変更の届出があり、変更登録を行った。

なお、登録職員団体は、別表1のとおりである。

#### 4 公平委員会事務の受託等

令和2年度末現在、本委員会が公平委員会の事務を受託している団体数、及び「奄美群島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和28年12月24日政令第402号）」第6条の規定に基づき本委員会が処理している団体数は、次の表のとおりである。

なお、受託等団体は、別表2のとおりである。

（令和3年3月31日現在）

区 分	団体数	受託等団体数			非受託等団体数		
		受託	政 令 第402号	計	独自の公 平委員会	その他	計
市	19	7	1	8	11	0	11
町 村	24	13	11	24	0	0	0
市町村計	43	20	12	32	11	0	11
一部事務組合等	38	27	10	37	0	1	1
合 計	81	47	22	69	11	1	12

#### 5 労働基準監督

##### (1) 事業所区分

本県の機関の事業所区分については、鹿児島労働局と協議した上で、令和2年4月28日付けで改正した。なお、本県の機関の事業所区分は、別表3のとおりである。

##### (2) ボイラー等の検査

令和2年度は、1事業所で第一種圧力容器の落成検査を実施した。

なお、特定機械等の性能検査については、労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関が行い、同機関から性能検査結果報告書の提出を受けている。

令和2年度末におけるボイラー等の設置事業所は、22事業所であり、その設置状況は、別表4のとおりである。

##### (3) 労働基準及び労働安全衛生に関する調査の実施

本委員会が労働基準監督機関として職権を行使する191事業所の労働基準関係事務について、関係法令等の遵守状況等を調査し、併せて指導監督するため、令和2年度は12か所を対象に実地調査を行った。また、本委員会が所管する全事業所に対し、書面による実態調査を行った。

##### (4) 解雇予告除外認定

令和2年度は、解雇予告除外認定（不認定含む）はなかった。

#### 6 人事委員会規則の制定・改廃

令和2年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規 則 名	概 要
第4号	R2. 5. 22 (R2. 5. 22)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織規則の改正に伴う改正
第5号	R2. 8. 28 (R2. 8. 28)	委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	各受託等団体における組織機構改正等に伴う改正
第1号	R3. 3. 19 (R3. 3. 19)	職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則	職員団体の登録に関する条例の改正に伴う改正
第3号	R3. 3. 26 (R3. 3. 26)	営利企業への従事等の制限に関する規則の一部を改正する規則	押印見直しに伴う改正
第4号	R3. 3. 26 (R3. 3. 26)	鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	押印見直しに伴う改正
第5号	R3. 3. 26 (R3. 3. 26)	鹿児島県地方警察職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	押印見直しに伴う改正

別表1 職員団体の登録等の状況

(1) 県関係〔4団体〕

(令和3年3月31日現在)

整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無	整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無
1	自治労鹿児島県職員労働組合	S41. 10. 12	有	3	鹿児島県高等学校教職員組合	S44. 6. 24	有
2	鹿児島県教職員組合	S41. 10. 12	有	4	鹿児島県立短期大学教職員組合	S47. 5. 2	無

(2) 受託等団体関係〔27団体〕

(令和3年3月31日現在)

整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無	整理番号	団体名	登録年月日	法人格の有無
1	中種子町役場職員組合	S42. 1. 30	有	16	指宿市職員労働組合	H18. 11. 16	無
2	南種子町職員労働組合	S42. 1. 30	無	17	全日本自治団体労働組合	H19. 10. 30	有
3	天城町職員労働組合	S45. 10. 1	無		奄美市職員労働組合		
4	徳之島町職員組合	S47. 2. 5	有	18	全日本自治団体労働組合	H20. 4. 10	無
5	知名町職員組合	S47. 3. 7	無		屋久島町職員労働組合		
6	喜界町職員労働組合	S48. 2. 16	無	19	南九州市役所職員組合	H20. 11. 25	無
7	龍郷町職員組合	S50. 10. 24	有	20	南九州市職員労働組合	H21. 1. 27	無
8	大崎町職員組合	S51. 3. 8	無	21	全日本自治団体労働組合	H22. 2. 16	無
9	垂水市役所職員労働組合	S53. 12. 25	有		肝付町職員組合		
10	十島村職員組合	S59. 9. 17	無	22	自治労南大隅町職員組合	H23. 12. 20	無
11	大和村職員労働組合	S63. 4. 6	無	23	曾於市職員組合	H24. 2. 9	無
12	湧水町職員労働組合	H17. 9. 22	無	24	長島町職員組合	H24. 7. 9	無
13	全日本自治団体労働組合 いちき串木野市職員労働組合	H18. 2. 10	無	25	東串良町役場職員組合	H24. 10. 10	無
				26	さつま町職員組合	H24. 12. 27	無
14	南さつま市職員労働組合	H18. 2. 10	有	27	与論町職員組合	H26. 5. 12	無
15	志布志市職員労働組合	H18. 3. 28	無				

別表2 受託等団体の名称及び受託年月日

(1) 受託市町村 [20団体：7市，11町，2村]

(令和3年3月31日現在)

番号	市町村名 (市)	事務受託 年月日	番号	市町村名 (町)	事務受託 年月日	番号	市町村名 (村)	事務受託 年月日
1	垂水市	S40. 4. 1	1	南種子町	S28. 4. 1	1	三島村	S28. 6. 1
2	曾於市	H17. 7. 15	2	大崎町	S34. 12. 25	2	十島村	S37. 6. 15
3	いちき串木野市	H17. 10. 25	3	東串良町	S41. 1. 1			
4	南さつま市	H17. 11. 22	4	中種子町	S41. 1. 1			
5	指宿市	H18. 1. 20	5	さつま町	H17. 4. 1			
6	志布志市	H18. 1. 20	6	湧水町	H17. 4. 1			
7	南九州市	H19. 12. 28	7	錦江町	H17. 4. 1			
			8	南大隅町	H17. 4. 11			
			9	肝付町	H17. 7. 15			
			10	長島町	H18. 4. 1			
			11	屋久島町	H19. 10. 26			

(参考) 公平委員会設置市：鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，西之表市，薩摩川内市，霧島市，伊佐市，日置市，出水市，始良市（合計11市）

(2) 受託一部事務組合等 [27団体]

(令和3年3月31日現在)

番号	一部事務組合等名	事務受託 年月日	番号	一部事務組合等名	事務受託 年月日
1	鹿児島県市町村総合事務組合	S37. 10. 15	15	曾於北部衛生処理組合	S56. 4. 1
2	いちき串木野市・日置市衛生処理組合	S41. 1. 1	16	北薩広域行政事務組合	S59. 4. 1
3	南薩地区衛生管理組合	S43. 1. 1	17	曾於地域公設地方卸売市場管理組合	S59. 4. 1
4	指宿南九州消防組合	S47. 7. 17	18	曾於南部厚生事務組合	S61. 4. 1
5	阿久根地区消防組合	S49. 8. 1	19	熊毛地区消防組合	H 5. 4. 1
6	伊佐湧水消防組合	S50. 4. 1	20	南薩介護保険事務組合	H11. 8. 1
7	大隅曾於地区消防組合	S53. 4. 1	21	始良・伊佐地区介護保険組合	H11. 11. 1
8	指宿広域市町村圏組合	S53. 4. 1	22	曾於地区介護保険組合	H11. 11. 1
9	大隅肝属地区消防組合	S53. 4. 1	23	種子島地区広域事務組合	H11. 11. 1
10	南大隅衛生管理組合	S54. 4. 1	24	大隅肝属広域事務組合	H12. 11. 1
11	中南衛生管理組合	S54. 4. 1	25	公立種子島病院組合	H13. 11. 1
12	大口地方卸売市場管理組合	S54. 4. 1	26	鹿児島県後期高齢者医療広域連合	H19. 11. 1
13	伊佐北始良環境管理組合	S54. 4. 1	27	種子島産婦人科医院組合	H21. 11. 1
14	伊佐北始良火葬場管理組合	S54. 4. 1			

(3) 政令第402号関係団体

ア 市町村 [12団体：1市，9町，2村]

(令和3年3月31日現在)

番号	市町村名	番号	市町村名
1	奄美市	7	徳之島町
2	大和村	8	天城町
3	宇検村	9	伊仙町
4	瀬戸内町	10	和泊町
5	龍郷町	11	知名町
6	喜界町	12	与論町

イ 一部事務組合等 [10団体]

(令和3年3月31日現在)

番号	一部事務組合等名	設立年月日
1	大島地区衛生組合	S48. 8. 17
2	沖永良部衛生管理組合	S51. 4. 1
3	沖永良部与論地区広域事務組合	S58. 2. 3
4	徳之島地区消防組合	S59. 4. 1
5	大島地区消防組合	H元. 4. 1
6	奄美群島広域事務組合	H 3. 7. 1
7	大島農業共済事務組合	H11. 2. 8
8	徳之島地区介護保険組合	H11. 6. 1
9	奄美大島地区介護保険一部事務組合	H11. 6. 1
10	徳之島愛ランド広域連合	H13. 3. 8

別表3 労働基準法による事業所区分

(1) 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所 (令和2年4月28日改正)

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所		
		部局名	事業所名	
別表第1第12号	教育, 研究, 調査	知事部局 総務部 環境林務部 商工労働水産部  農政部  危機管理防災局	短期大学 歴史・美術センター黎明館 環境保健センター 森林技術総合センター 工業技術センター 高等技術専門学校 (4) 障害者職業能力開発校 水産技術開発センター 大隅加工技術研究センター 農業開発総合センター 農業開発総合センター支場 (4) 農業開発総合センター畜産試験場 フラワーセンター 肉用牛改良研究所 消防学校 環境放射線監視センター	22
		教育委員会 事務局	楠隼中学校 高等学校 (61) 特別支援学校 (寄宿舎を除く。) (16) 総合教育センター 図書館 (2) 青少年研修センター 少年自然の家 (2) 博物館 埋蔵文化財センター	86
		公安委員会 警察本部	警察学校	1
官公署の事業 (別表第1に掲げる事業を除く。)	同左	知事部局 総務部  PR・観光戦略部 暮らし保健福祉部 商工労働水産部 農政部  危機管理防災局 地域振興局  支庁	本庁 東京事務所 消費生活センター かがしま県民交流センター 大阪事務所 福岡事務所 女性相談センター 知的障害者更生相談所 (2) 計量検定所 病虫害防除所 家畜保健衛生所 (6) 家畜保健衛生所支所 (3) 防災航空センター 地域振興局 (保健福祉環境部, 北薩地域振興局建設部甌島支所, 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課, 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在及び曾於畑地かんがい農業推進センターを除く。) (5) 北薩地域振興局建設部甌島支所 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在 曾於畑地かんがい農業推進センター 支庁 (保健福祉環境部及び大島支庁農林水産部農政普及課特殊病虫害係を除く。) (2) 熊毛支庁屋久島事務所 (保健福祉環境課を除く。) 大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁喜界事務所 大島支庁徳之島事務所 (保健衛生環境課を除く。) 大島支庁沖永良部事務所 大島消費生活相談所	38

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
官公署の事業（別表第1に掲げる事業を除く。）	同左	教育委員会事務局	本庁 教育事務所（7） 総合体育センター 9
		公安委員会警察本部	警察本部 警察署（27） 28
		その他各種委員会	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 7
計	191 事業所		

（注） 企業職員及び単純労務職員は、労働局及び労働基準監督署の所管である。

（2） 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
別表第1第1号	水道	工業用水道部	工業用水課 1
別表第1第7号	飼育、畜産	知事部局支庁	大島支庁農林水産部農政普及課特殊病害虫係 1
別表第1第13号	保健衛生	知事部局 くらし保健福祉部	精神保健福祉センター ハートピアかごしま 若駒学園 こども総合療育センター 難病相談・支援センター 児童相談所（3） 食肉衛生検査所（7） 動物愛護センター 保健福祉環境部（支所を除く。）（5） 保健福祉環境部支所（4） 保健福祉環境部（2） 熊毛支庁屋久島事務所保健福祉環境課 大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課 29
		県立病院局	県立病院課 病院（4） 県民健康プラザ鹿屋医療センター 4
		教育委員会事務局	特別支援学校寄宿舎（5） 5
計	42 事業所		

別表4 ボイラー等の設置状況

(令和3年3月31日現在, 単位: 基)

事業所名	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	ゴンドラ	計
水産技術開発センター		1			1
工業技術センター		3			3
歴史・美術センター黎明館	1				1
大隅加工技術研究センター		2			2
鹿児島地域振興局(建設部)			2(1)		2(1)
北薩地域振興局(建設部)			1		1
大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在			4		4
鹿児島県本庁(出納局管財課)				5	5
かごしま県民交流センター			1(1)	1(1)	2(2)
鹿児島水産高等学校	1	2			3
薩摩中央高等学校		1			1
徳之島高等学校		1			1
川内商工高等学校	1				1
鹿屋農業高等学校		1			1
加治木工業高等学校	1				1
伊佐農林高等学校		1			1
市来農芸高等学校		1			1
鶴翔高等学校		2			2
種子島高等学校		1			1
曾於高等学校		1			1
山川高等学校		1			1
加世田常潤高等学校		2			2
計 22 事業所	4(0)	20(0)	8(2)	6(1)	38(3)

(注) ( ) は、休止報告のあった基数で、うち書。

人事委員会年報（令和2年度）

令和3年8月 発行

編 集

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 事 務 局  
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 1 0 番 1 号  
電 話 0 9 9 - 2 8 6 - 3 8 9 3